

救急救命士の処置範囲拡大について

救急救命士の処置範囲拡大による認定救急救命士の運用を開始します

- 平成26年4月1日から救急救命士が行う救急救命処置の範囲が拡大され、心肺機能停止前の重度傷病者を対象とする2項目の処置が新たに追加されました。
- これに伴い、当消防本部の救急救命士4名が宮城県メディカルコントロール協議会から、拡大された2項目の処置を行うことができる救急救命士として認定を受けましたので、その運用を開始します。

新たな処置は次のとおりです。

心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保と輸液

- 様々な原因で血圧が異常に下がるなどの症状により生命に危険が及ぶ場合や、長時間重量物に挟まれていた傷病者に、医師の指示で静脈路確保と輸液（点滴）を行い、症状の悪化を防止するための処置を行います。

血糖測定と低血糖発作時のブドウ糖溶液の投与

- 意識障害を起し、低血糖が疑われる傷病者に対して血糖値を測定し、必要に応じて医師の指示でブドウ糖溶液を投与することで、意識状態の改善を図ることを目的に行う処置です。

運用開始日

- 平成27年2月1日（日）から

- 拡大された救急救命処置は、認定を受けた救急救命士にのみ認められた行為であり、今後、処置が行える救急救命士を計画的に養成し、体制を強化してまいります。
- 救急救命士は、本人又は家族から同意を得たうえで、救急現場から医師に連絡を取り、医師から具体的な指示を受けて救急救命処置を実施します。この処置により、重症化の軽減や救命率の向上が期待されるため、救急救命士の活動についてご理解とご協力をお願いします。

